寄せられたご意見（要約）と区の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | ご意見（要約） | 区の考え方 |
| １．計画全般について |
| 1 | 　多くの後見活動を実施してきた品川成年後見センターが成年後見制度の推進における主導的役割を期待します。 | 　ご意見のとおり、品川社協の品川成年後見センターは成年後見制度開始当初から区民ニーズに対応した相談窓口として周知してまいりました。　品川区における成年後見制度の推進については、本計画において品川区と品川社協を中核機関と位置づけており、今後も連携して成年後見制度の周知や担い手の育成を実施してまいります。 |
| 2 | 　任意後見制度と法定後見制度が混在しており、相違を理解しづらいと感じました。任意後見制度について、法定後見制度の後に別建てに掲載した方がよいと思います。 | 　P.6で成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度の2つの種類があることを説明した上で、P.27でイラストを用いて任意後見制度を説明しております。　ページの構成については、全体の流れを踏まえて策定委員会で検討させていただきます。 |
| 3 | 　法定後見制度、介護保険制度は区民に理解されてきたが、任意後見制度はなじみのない制度のため、任意後見制度のメリット・デメリットを理解してもらうことが重要だと思います。その方法を検討してほしいです。 | 　法定後見制度を理解したうえで、さらに任意後見制度もあわせて周知していけるよう、本計画冊子とは別にリーフレットを作成予定です。また、品川区・品川社協のホームページや広報紙などでも周知を図るとともに、各種相談拠点で成年後見制度に関する相談を受けた際に適切な支援につなげるように引き続き進めてまいります。 |
| 4 | 　品川区と品川社協の関係について、役割分担、責任の所在を明確にしてほしいです。区が表に出てこない印象を持つため、区民にとって双方の機関の関係がわかるように表記してほしいです。 | 　本計画において定める中核機関の役割は品川区と品川社協が一体となり担うことを想定しております。　実際の運営において分担しているため、本計画には掲載いたしませんが、区民の方に関する部分についてはわかりやすく周知してまいります。 |
| ２．第２章について |
| 5 | 　成年後見制度利用が低調であることを数字の上で明確化して、問題意識を高めてほしいです。　P15のウ）表での数値と、P12～14の表から推計して、何件くらいであれば成年後見制度が有効活用されていることが分かると思います。（私の感覚だと1500件程と予想します） | 　ご意見いただきましたとおり、全国的にも成年後見制度の利用者数が伸び悩んでいるということ事実は把握しております。しかしながら、成年後見制度の利用に対する意思決定は本人であることから、品川区としての対象者を推計することは予定しておりません。　今後も、成年後見制度以外のサービスも含めて必要な支援を届けられるように周知や関係機関との連携に努めてまいります。 |
| 6 | 　素案からは、認知症の介護目標を検討し区民と共有、基礎データを調査、整理。時間短縮のために時系列で対応を整理、手順を決定、組織づくり、人材育成が読み取れます。　将来の後見人の担い手不足に向けて目指すべき介護目標を事前に検討したり、介護の事業や、区民の意向調査について具体的に記載するべきだと思います。　コロナによって、体調チェックや服薬指導などの相談対応が以前までとは異なる運用になっていることも踏まえ、新たな支援体制の構築を期待します。 | 　高齢者や障害者の支援に対する各種計画は、本計画以外にも、介護保険事業計画や障害福祉計画などを整備しています。それぞれの計画においては策定前に区民の意向調査を実施しており、本計画においてはそれらの調査結果を参考に策定作業を行っているため、成年後見制度に特化した区民のアンケート調査の予定はございません。高齢者向けの施策は、前述の介護保険事業計画などと連携しながら各種事業を推進してまいります。 |
| 7 | 　介護サービス利用者や施設入所者、家族、福祉関係者、一般区民にアンケート調査し、ニーズと問題点を把握して、その結果を広報で周知することも大切だと思います。　P.17、18の回答の中に「成年後見制度を利用したくない」という意見の詳しい理由を知りたいです。 | 　高齢者施策に関する介護保険事業計画と、障害者施策に関する障害福祉計画の策定にあたり、定期的にニーズ調査を行っております。本計画も将来的にはそれらの計画や地域福祉計画に統合予定のため、今後のニーズ把握においては成年後見制度についてもあわせて調査することを検討してまいります。　なお、本計画に引用掲載の調査内容について、理由等の詳細はアンケート設計していないため、把握しておりません。 |
| ３．第３章について |
| 8 | 　地域にできる「チーム」には、意思決定支援の観点から、支援者や家族だけでなく、必ず本人参加を原則としてほしいです。また、推進会議でも専門家に本人の代弁ができるメンバーを入れてほしいです。　一方、中核機関は現場の決定を尊重し、司令塔機能は形式的なものでなく、実のある会議体を維持することを期待します。 | 　本人支援のための「チーム」は、本人の意思決定を支援するためにも、本人を中心とした親族や支援者で構成されることが大切だと捉えております。　また、現在計画策定委員会にも医師や弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の専門職や市民後見人の方などにも参画いただいております。計画策定後に開催する協議会については、ご意見を踏まえ、委員構成や内容を引き続き検討してまいります。 |
| 9 | 　チームによる本人の見守りで、P20のチームの構成員に、品川区、品川社協（P33には記載あり）を加えてほしいです。　また、チームの事務局機能を、支え愛・ほっとステーションが担うことの追加を希望します。 | 　チームについては、本人に身近な関係者間で構成するものとしており、品川区と品川社協は中核機関としてそれぞれのチームにおいて対応できない課題などに対して解決のための助言や支援などにより携わることとしております。　また、成年後見制度の相談については、制度を正しく理解し、利用の判断をしていただくために、品川区では、品川社協の品川成年後見センターにおいて行っております。支え愛・ほっとステーションでは、通常の福祉の相談を中心に受けており、そのうえで成年後見制度の相談については、専門性が高いため、品川成年後見センターにつなぎ、対応しております。　今後も相談対応や手続きの支援が必要な人に対して、品川成年後見センターへ適切に取り次げるよう、その他の区内相談拠点間の連携を強化してまいります。 |
| 10 | 　現状、家族支援を受けられない独居認知症高齢者が在宅介護を強いられると、容体が急変に対応できないケースが生じています。　また、本人を主に支援している福祉関係者と後見人の間で、本人の支援方法などの意向が異なる場合に、実際に支援する福祉関係者の意向が強くなる実状があります。　本人の意思を十分にくみ取り、適正に成年後見制度を機能させるため、ネットワーク型の開かれた支援が必要だと思います。 | 　成年後見制度の利用における支援のあり方については、本人に身近な支援者などで構成されるチーム内で解決できない課題が出てきた場合は、今後中核機関として品川区と品川社協が相談を受け、必要に応じて専門家などの助言によりチームを支援していく予定でおります。 |
| 11 | 　地域連携ネットワークについて、チームの運営は、主役である対象者の意思が反映されるよう、中核機関が対象者参加を不断に注視・監理してほしいです。ただし、くれぐれも監視や指導にならないよう運営の自主性保持の担保に配慮してほしいです。 | 　チームの運営においては、対象者の意思が反映されることが重要であると品川区としても捉えています。そのためには、チームは本人を中心とし、本人のことをよく知っている親族、後見人、身近な支援者により構成されるものであり、中核機関は必要に応じて助言等を行うことと考えています。助言の際には、監視や指導にならないよう、支援してまいります。 |
| 12 | 　相談や案内は、支え愛・ほっとステーションなどの身近な窓口のほか、成年後見制度ありきではなく他の有効な社会資源の活用やチームアプローチにもつなげるよう、地域で活動している団体や専門職と連携することを希望します。 | 　地域連携ネットワークの構築として、これまで以上に支援関係者および関係機関との連携の強化を図ってまいります。 |
| 13 | 　利用促進については、利用開始～利用中～利用後のトータルな視野で、それぞれの段階に適した対応を組み立ててほしいです。また、保佐、補助、任意後見の利用促進は、他の社会資源との併用も柔軟に行えるよう、検討してほしいです。　また、後見人等への支援について、チームアプローチが主流となるよう、後見人のチームへの参加を義務化とすることや、任意後見の利用の課題となっている監督人報酬の助成も検討を求めます。 | 　成年後見制度のあり方については、ご意見として承ります。運用および助成に関する内容については、国の動向を注視しつつ、体制を検討してまいります。 |
| 14 | 　後見活動開始後に選任された後見人等とチームとの連携をどのように構築するかの具体的なプロセスおよび方策が不明確であると感じます。弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、税理士等の専門職が成年後見人等に選任された場合の連携については、それぞれの職種で様々な課題があると思われます。 | 　P.20に記載のとおり、チームの構成員は本人の状況に応じて変わると捉えています。また、成年後見制度を利用するにあたり本人を支援する介護支援専門員などがチームの一員となっていることが想定されるため、申立ての前後にそうした支援者と顔の見える関係づくりが重要だと考えています。後見人選任後にはチームの構築が難しい場合には、中核機関が後見人と支援関係者をつなぐなども想定しています。 |
| 15 | 　地域ネットワークの中で「協議会」と「社会福祉協議会」は同じものと間違えやすいです。「協議会」を別の名称にした方がよいと思います。 | 　当該ページの記載については、ご意見のとおりとなっておりますが、本計画は国の計画に基づき記載しているため、「協議会」を別の名称にすることは予定しておりません。 |
| ４．第４章について |
| 16 | 　成年後見制度の利用ニーズは、想定以上に潜在していると考えます。素案にはニーズ喚起の追記と、市民後見人養成講座の周知を強化してほしいです。　自身・家族のために後見を学びたいと考える人は少なくないとみられるため、市民後見人としての登録に繋がることも期待して、例えば、一定の年齢層の世帯に『意志決定支援ライフプランノート』の配布などを検討してほしいです。相談に応じるという姿勢からもう一歩踏み込んで、事前準備に目を向ける視点を求めます。 | 　ご意見のとおり、成年後見制度の周知については、区としても重要課題と捉えております。今後は、品川区・品川社協のホームページや広報紙などでも区民へ制度自体を広く周知してまいります。　市民後見人養成講座は、開始当初より毎年定員を設けて開催しており、実務研修等の対応などから、定員数を増加することは困難であると考えています。担い手の育成という観点からも、今後も定員の枠内で丁寧に対応してまいります。　なお、成年後見制度を知っていただくきっかけとしては、地域からの依頼に応じて、出前講座を実施しており、その際にはライフプランノートもご紹介しております。ライフプランノートの活用についても、効果的に周知していけるよう検討してまいります。 |
| 17 | 　成年後見人と、民生委員の立場から、成年後見制度については、財産管理のイメージが強く、「うちはお金がないから関係ない」「親族間でもめてる人が利用する」という声もあり、その払拭が大切です。　また、申立、審判、事件など、裁判所用語のため、通常の生活相談以上に敷居の高さを感じます。ＰＲには、対象者を意識し、言葉づかいや説明の図式化、また種類を変えた丁寧なパンフレットの作成を求めます。 | 　成年後見制度は、財産管理だけでなく、身上保護も大切な観点であると認識しております。　本計画は、法律および国の成年後見制度利用促進基本計画を基にしており、記載事項についてはそれらを踏襲しております。　なお、成年後見制度を正しく理解していただくための周知も本計画の重点課題としており、本計画冊子とは別にリーフレットを作成予定です。　いただきましたご意見を踏まえて、リーフレット作成においては、誰にでもわかりやすい表現に努めてまいります。 |
| 18 | 　品川成年後見センター発行の『あんしん生活』を参考書的に活用しています。冊子内容は色々網羅されておりますが、注釈の表記などにより、読みづらく感じる箇所もあります。　相談から後見活動開始までの想定期間を入れるなど、成年後見制度の流れとともに、それに要する費用をわかりやすく紹介してほしいです。　また、A4サイズ1枚のチラシなどの工夫も図ってほしいです。 | 　『あんしん生活』のパンフレットについては、品川社協において定期的に発行しており、品川社協、品川区役所総合庁舎などで配布しております。掲載内容は、任意後見契約も含めた制度や手続きの説明だけでなく、品川成年後見センターにおける相談対応なども含んだ品川区における成年後見制度の紹介となっております。説明が少ないことにより誤解が生じることもあるため、掲載内容については品川社協において適宜検討されています。　また、本計画冊子とは別に成年後見制度の周知用にリーフレットを作成予定です。いただきましたご意見を踏まえて、リーフレット作成においては、誰にでもわかりやすい表現に努めてまいります。 |
| 19 | 　成年後見制度のＰＲは高齢者や障害者に配慮し、利用時のトラブルを防ぐために、費用負担などのデメリットも丁寧に説明するよう配慮してほしいです。 | 　成年後見制度を正しく理解していただくための周知は、本計画の重点課題としており、本計画冊子とは別にリーフレットを作成予定です。いただきましたご意見を踏まえて、リーフレット作成においては、誰にでもわかりやすい表現に努めてまいります。　また、品川区・品川社協のホームページや広報紙などでも周知の充実を図ってまいります。その際は、ご意見いただいたとおり、費用負担などの掲載も検討してまいります。 |
| 20 | 　広報の充実を以下のように図ってほしいです。・品川区のホームページは、高齢者、障害者、家族、関心がある区民等が簡単にアクセスできるように、特設ページを設置する。・イラスト、グラフなどを利用し、難しい用語を避け、難しい用語には、説明文を付ける。・広報紙で、特集記事を定期的に掲載し、バックナンバーも確保する。 | 　成年後見制度を正しく理解していただくための周知は、本計画の重点課題としており、本計画冊子とは別にリーフレットを作成予定です。いただきましたご意見を踏まえて、リーフレット作成においては、誰にでもわかりやすい表現に努めてまいります。　また、品川区・品川社協のホームページや広報紙などでも周知の充実を図ってまいります。 |
| 21 | 　成年後見制度について難しい手続きや時間がかかり躊躇している人が多くいます。広報活動と相談窓口の強化により、相談の延長で手続きを進めていけるとよいと思います。相談内容は個別性があるが、法律の専門家は敷居が高いため、例えば、品川社協の支援員が広報員を担うなど、相談員のスキルアップが必須だと思います。　また、行政サービスの部署連携の強化が必要だと考えており、成年後見制度利用候補者を任意で登録して少しずつ準備することなども検討してほしいです。 | 　ご意見のとおり、成年後見制度の周知の重要性は区としても重要課題と捉えております。　制度を正しく理解したうえで、利用の判断をしていただくために、品川区での成年後見制度の相談は、品川社協の品川成年後見センターにおいて行っております。　今後も相談対応や手続きの支援が必要な人に対して、品川成年後見センターへ適切に取り次げるよう、その他の区内相談拠点間の連携を強化してまいります。 |
| 22 | 　区内では支え愛・ほっとステーションや在宅介護支援センター、品川区、品川社協でも相談対応を行っていますが、成年後見制度の相談に関しては、混乱や説明の食い違いを防ぐ意味から、支え愛・ほっとステーションをメインにすると、区民が案内に迷わないと思います。 | 　ご意見のとおり、相談対応については、混乱や説明の食い違いがないように努めていく必要性を認識しております。　品川区では計画P.25～26に掲載のとおり、様々な相談の中から成年後見制度の利用が選択肢として出てくる場合が少なくありません。通常の福祉の相談については、支え愛・ほっとステーション等を中心に受けており、そのうえで成年後見制度の相談については、専門性が高いため、品川社協の品川成年後見センターにつなぎ、対応しております。　今後も相談対応や手続きの支援が必要な人に対して、品川成年後見センターへ適切に取り次げるよう、その他の区内相談拠点間の連携を強化してまいります。 |
| 23 | 　相談に関する流れとしては、総合的な相談の中から、特に成年後見に関連した相談を、社協の成年後見センターにつなぐようにされていますが、その相談ルートに乗れない対象者や関係者に対し、アウトリーチ的に地域ニーズを把握することも重要な課題だと思います。　民生委員からのつなぎなどは実施されていると思われますが、ほかにも潜在的な対象者に接触する機会の多い業種や、地域の多様な活動団体などと連携し、最初の相談段階で、ある程度専門性が伴った相談が実施されることが望ましいと思います。その結果を次段階の利用促進に結び付けた方が、真のニーズ把握には有効であると思います。　以上は一例ですが、地域資源を活かしていく一連の流れを示して、さらに具体的な検討を進めることを求めます。 | 　品川区としても自ら相談できない人などへのアウトリーチを重要な課題と捉えています。　まずは成年後見制度のパンフレットの配布や出前講座などにより、地域でちょっとした相談に応じることができる人を増やしていけるように取り組んでまいります。 |
| 24 | 　既に市民後見人の育成を行っているが、さらに推進してほしいです。自分の所属する会では、研修受講者は将来のための学習にとどまっている方が多く、その背景には謝礼も影響しているようです。　活動に見合う活動費支給の支援を求めます。 | 　成年後見制度の担い手の育成としましては、毎年市民後見人養成講座を開催しており、引き続き実施し、区内における担い手の育成および確保に努めてまいります。　地域で活動されている団体への支援のあり方については国の動向も注視しつつ、研究してまいります。 |
| 25 | 　法定後見制度は、町会などの地域の人々の理解と協力もありますが、新しい発想で再構築を検討する必要もあります。リタイヤ生活していて、社会貢献の意欲や体力などがある区民が多くいると思われます。これらの貴重な地域の資源に活躍してもらう方策を検討し、成年後見制度のボランティアとして育成していくことも重要だと考えます。 | 　ご意見のとおり、品川区としても地域の中で市民後見人などの形で成年後見制度に携わっていただく方を増やしていくことは重要な課題と捉えています。本計画には、そうした方に興味を持っていただけるように、市民後見人のインタビューも掲載予定です。 |
| 26 | 　任意後見制度の根本的な問題は、本人の意思尊重に適した任意後見契約の締結がほとんどなされていないという現状だと考えられます。財産があり、報酬支払い能力がある場合には、積極的に任意後見契約の締結を推進すべきだと考えます。　また、その受け皿として任意後見人候補者の育成が急務であり、制度の広報も同時に行われるよう検討してほしいです。 | 　任意後見制度は本計画でも重点項目としております。制度の利用には正しい理解が不可欠となることから、丁寧に制度の紹介を進めてまいります。　また、後見活動に携わっていただく担い手の拡充についても継続的な市民後見人の育成と、専門的な知識を有する関係団体との連携強化を図ってまいります。 |
| 27 | 　本人のことをよく理解し、また日常生活の中で本人の思いを知っている親族は、後見人としても適任だと思います。品川区、品川社協、その他の機関が、親族後見人の育成および育成後のフォローを担当するとよいと思います。 | 　親族後見人が活動しやすい体制を整えることは重要だと捉えております。親族後見人向けの相談会など新たな試みを始めており、今後も研究し、展開してまいります。 |
| 28 | 　成年後見制度の利用現況で、法定後見類型以外の利用が少ないことは、実際に後見活動を行う中で、包括的権限がないと対処できない事態の多いことが主な理由だと考えます。保佐、補助の促進は、対象者の状態の変化に即応するため、他の社会資源の併用も必要だと考えます。　一方、任意後見人の場合、監督人を選任することで、監督人報酬が発生しますが、本人に経済的負担増が生じ、それを心配する受任予定者が利用を躊躇する一因となっています。契約による報酬とはいえ、利用促進の趣旨から、この監督人報酬を、報酬助成の対象としていくことを求めます。 | 　成年後見制度のあり方については、ご意見として承ります。　現在、品川区では、成年後見制度の利用が必要と考えられる方の情報を取得した際には、ほかの制度の利用も含めて、必要に応じて多機関による検討を行い、支援を決定しております。今後も引き続き、一人ひとりに適した支援に対応できるよう、心がけてまいります。　また、利用者の財産が少なく、本人の資産から監督人報酬が支出できない場合については、品川区でも課題として認識しております。今後、国の動向を注視しつつ、検討してまいります。 |
| 29 | 　成年後見制度が利用されない要因の一つが、後見人および監督人の報酬付与を本人が負担することだと思います。監督人報酬付与を、本人が負担しないしくみとするように検討してほしいです。 | 　成年後見制度のしくみを変更することは困難ですが、利用者の財産が少なく、本人の資産から監督人報酬が支出できない場合については、品川区でも課題として認識しております。今後、国の動向を注視しつつ、検討してまいります。 |
| 30 | 　成年後見制度の利用の必要性が高い事案について、後見人等報酬の助成をすべきだと思います。認知症とされる人口に対して、現在の制度の担い手では対応できないと考えられます。この事実を前提に、できるだけ成年後見制度以外の手段で本人の意思を尊重しつつ、老後の健康的で文化的な生活の確保に努めるべきだと考えます。 | 　利用者の財産が少なく、本人の資産から後見人等への報酬が支出できない場合には、助成を行っております。　ご意見のとおり、成年後見制度の利用については、ほかの制度の利用も含めて検討いただけるような相談対応を引き続き行ってまいります。　また、後見活動に携わっていただく担い手の拡充についても継続的な市民後見人の育成と、専門的な知識を有する関係団体との連携強化を図ってまいります。 |
| ５．その他 |
| 31 | 　成年後見制度が区民に浸透していないと感じています。自分が所属しているＮＰＯ法人ではできるだけ自分を開示し、親近感を得るように努めています。専門家も含め、実際に後見人活動をされている方の了解のもと、顔写真などを添えてキャリアなどの開示をしてほしいです。後見人として依頼できる人を事前に把握することで自己選択できると考えます。 | 　成年後見制度を利用開始する前にあらかじめ後見人のキャリアや人柄を知ることで親近感がわくこともあるとは思いますが、後見人選任は家庭裁判所の審判によるため、品川区としての後見人候補者の情報の開示については現時点では困難と考えております。　各団体における周知方法は個別の事案になるため、本件についてはご意見として承ります。 |
| 32 | 　家庭裁判所には被後見人の資料は、申立書類および調査官の資料と乏しいことが実情です。本人の生活状況等の実態把握が重要であり、そうした資料を家庭裁判所の事件記録として保管してもらうためのルートの構築が不可欠であると考えます。 | 　家庭裁判所の内容となりますので、ご意見として承ります。 |